

令和4年第6回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年6月27日
13時30分～14時35分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第6回海老名市農業委員会定例総会

令和4年6月27日「令和4年第6回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 田辺 賢司、
主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第30号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第31号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第4 議案第32号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について（報告）
- (2) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立たしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、12番委員、13番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

【議長】 それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、こちらの農地法第3条による許可申請について説明させていただきます。

農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。

受付番号10、申請地は、国分南■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米です。譲受人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■さん、譲受人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■さんです。■■■■■さんの耕作面積は、■■■■■平米となっています。権利の種類

は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図、写真及び公図は、資料1-1と1-2にございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 当該申請地につきましては、以前は、写真にもありますとおり、目久尻川沿いの水田でありました。それがこの川に沿って市のほうで道路を整備するという形で市に売り渡し、■■■平米という面積の土地が残ったという状況になっております。6月22日に申請地を見に行ったところ、この写真のとおり、作付は終了してはいましたが、良好に管理されておりました。譲渡人の■■■さんにつきましては、隣接する農地全体を所有しております■■■■さんに買い取っていただきたいと申し込んだところ、心よく承諾していただいたとのことでした。それから、■■■さんにつきましては、公図にもありますとおり、今回の申請地の左隣■■筆と申請地の北側の■■筆、この■■筆全部を所有している方で、譲り受けた後は一体利用をしていきたいとお話ししておりました。作付につきましては、露地野菜等を作付していきたいということでした。このようなことから、■■■■さんが申請地を取得することにつきましては、問題はないと思われました。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■■■さんの農家世帯としての構成員の状況は、■■■■さんご本人となります。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は10年、従事日数は180日だそうです。現在の農業経営面積は、自作地の田が■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械は、耕運機2台、軽トラック1台を所有しております。また、近隣耕作者はいない旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面、どこから見ても譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

います。

【事務局長】 私のほうから補足をさせてください。

お手元にA4の横使いの2-3、農地を借りたり買ったりする場合の要件（法人）というペーパーがあると思いますので、それをご覧になりながらお聞きいただければと思います。

農地法で農地を借りたり持ったりできる法人には制限が加えられておりまして、今回、譲受人の■■■■株式会社は農地を買える法人です。一般の法人とどういう扱いで違っているのかというのですけれども、左側のほうに、農地を所有したいという矢印と農地を借りたいという矢印が上下に2つ並んでいると思うのですね。下のほうの農地を借りたいというほうを先に見ていただきたいのですけれども、農地を借りて畑をやりたい、田んぼをやりたいという場合は、ここに書いてあるとおり、借りるのであれば全国どこでもどの法人でも権利能力はないといけないのですが、どの法人でもできます。なので、例えば海老名市でも農地を借りて市民農園として、言葉は悪いですが、又貸ししているということはやっております。たまに農政課のほうに問合せが来るのですけれども、市のほうで自分が持っている農地を買ってくれと、買って市民農園で使ってくれというお問合せをいただくのですけれども、農地法の中に農地を所有できる法人というのが幾つか並んでいるのですが、その中に地方公共団体は入っていないのですね。だから、買ってくれというお申出については、現在お断りするしかないような状況なんですけど、買えるのは、ここに書いてある農地所有適格法人であれば農地を買うことができます。もちろん借りることもできます。普通の会社は借りることしかできない、一応そういうふうな理解でお願いいたします。

それで、農地所有適格法人というのは、今、担当から説明があったとおり、そういう要件を定款なりで満たしていただいて、実際そういう法人の形態、事業内容、構成員、役員であればいいということです。認定農業者という似たような制度があるのですけれども、それとは違って、自分の会社はこういう体裁を整えて、農地所有適格法人だよと言えばそれは農地所有適格法人になります。ただ、農地所有適格法人になって、農地を買った

り借りたりしたら、それを持っていたり借りたりしている間はずっと農地所有適格法人でないといけません。本当に農地所有適格法人なんですかという部分に関しては、毎年1回、農業委員会に報告を、こういう1から4までの構成で、こういう活動をしていますという報告をしてもらうようになっています。ですので、例えば買った後、農地所有適格法人をやめたら、持てないから売るしかないんですけれども、売ろうにも売る権利がない人になるので、農地を1反でも1筆でも持ったら、それなりの覚悟を持ってやっていただくという必要があるという、そういうのが農地所有適格法人ということになります。

市内には今、農地所有適格法人は2社あります。■■■■さんと杉久保の■■■■■■■■■■さんです。ほかで申請があった場合には、農業委員会でこの定款とか、もろもろの書類を提出させて、農地所有適格法人ですよと確認してから手続に入らせていただくという形になっております。よろしく願いいたします。

【議長】 それでは、進めさせていただきます。

地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 6月7日に■■■■■■■■■■さんがいらっしゃいまして、その方からいろいろお聞きしましたんですが、以前から■■さんの田んぼは酒米として■■さんが作っていらっしゃったようで、高齢になったので買ってほしいという要望が■■さんのほうからあったということで、購入することになったと、そういうふうにお聞きしまして、問題ないと思いましたので、印鑑を押ししました。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 写真のとおり、もう既に田植えは終了しておりまして、周りもきれいに管理されております。特段に問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号11について、採決をさせていただきます

す。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

次に、議案書 7 ページ、日程第 2、議案第 30 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 11 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 11、被相続人は、座間市入谷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、座間市入谷西■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年 6 月 28 日から令和 4 年 6 月 27 日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、■■■■■平米でございます。事務局で 6 月 10 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号 11 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 11 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書 8 ページ、日程第 3、議案第 31 号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

本案は、申請者から、総会まで待つと税務署への提出期限が過ぎてしまうと申出があったため、受付番号 10 として先に専決処分で引き続き証明を発行したことを報告し、了承を求めるものでございます。

受付番号 10 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が 3 年ごとに

引き続きこの特例を受けたい旨の継続申出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。本来であればこの総会で了承をいただいた後に発行するものでございますが、税務署への提出期限から専決処分処理させていただいた旨を報告させていただきます。

それでは、受付番号10、被相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年5月23日から令和4年5月18日までです。特例農地等の明細ですが、国分南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で6月10日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われれます。

【議長】 6番委員にお伺いいたします。何かありますか。

【6番委員】 この■■■■■■さん、私の家の隣に住んでいらっしゃるのですけれども、今一生懸命農業をやって、ちょうど私の家の畑の裏の畑も、以前は管理、ちょっとよくなかったのですが、今はすごくよくなっています。夜10時頃まで明かりをつけてやっております。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10の専決処分については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第32号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。本日付議されている計画案は5件です。そのうち、受付番号32から34の3件は借り手が同じです。そして、借り手の■■■■■■■■さんは新規就農者で、本日、ご本人をお呼びしております。審議に入る前に、■■■■■■さんから営農のプレゼンテーションをいただき、皆さんから質疑があればお答えをお願いしたいと思っております。よって、議事の円

滑な進行のため、受付番号32から34を先に一括して審議し、終了した後、受付番号31と35を審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。
暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。
事務局から、■■■さんの紹介を含め、説明をお願いいたします。

【事務局長】 使用賃借権の設定により、海老名市で就農を計画している、厚木市にお住まいの■■■■さんでございます。あらかじめ■■■さんから市長に提出された青年等就農計画認定申請書を資料の一番最後のほうにお配りしておりますので、ご本人から自己紹介と今後の営農についての説明を行いますので、後ほどご審議の参考にしていただければと思います。

【議長】 それでは、■■■さん、簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。■■■と申します。
私は、愛川町の■■■■■というところで2年間研修を受けておりまして、5月末で研修が終わり、今年になってから就農先を探しておりましたが、今、支援センターに入られているアカデミー卒の■■■さんが研修先の■■■■■にいらしたこともあって、海老名の状況を少し教えていただきまして、隣の厚木など、ほかの市町村もいろいろ情報収集したんですが、最終的に海老名への就農を決めさせていただいております。■■■■■では、現在、4.5町歩弱の農地を管理しておりまして、研修生が6、7人で、代表の■■■さん含めて常時8人ほどで農地を回している状況です。

作付の方法としては有機農業でして、■■■■■は比較的、ほかの農家さんと比べたらという言い方はあれなんですけれども、引き手あまたというか、売り先に困っていない状況で、逆に物がなくなるような状況ですので、有機農業をしっかりやっていけば私も将来的には困らずに就農、独立していけるだろうと考えております。まずはお借りできる土地をしっかり管理して、一人立ちできるように努力していきたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

【議長】 ■■さんの説明が終わりました。委員の皆様、何かご質問がございますでしょうか。

【4番委員】 今お話のあった、現在■■■■■というところで農業をされているということなんですけれども、大変失礼なのですが、■■■■■というのを私は存じ上げなくて申し訳ないのですが、もう少し詳しくそのところをご説明をお願いします。

【■■■■■】 代表が■■さんと今少しお話をしたんですが、■■さんがもともと土佐の、ご存じかあれなんですけれども、■■■■■さんという方がやられているところで修行なさっていて、そこから愛川町で就農して13年やっております。もともと■町■反ぐらの土地から始められて、現在いろいろ地元の方からお声がけいただいて、今、■■■町ぐらいになっております。売上げの規模で言うと、去年で■■■■■万円ほどと聞いております。年間の作付で品目数で言うと50品目程度やられていて、旬によっていろいろ作るものを変えているんですが、多品目で、その中でもメインはニンジンであったり、ジャガイモ、サツマイモ、ニンニク等々を主軸に置いて、それから、狭間というか、間に薬物類ですとか、そういったものを作付しております。代表の■■さんは割と出張ですとか、対外的な交渉をすることが多くて、作付の計画ですとか、作業の組立て、収穫、出荷等の作業は、どちらかという、研修生がメインとなって日々のルーチン作業というか、それを回しているような状況になっております。

【19番委員】 野菜は有機農法で作る形ですか。

【■■■■■】 はい。

【19番委員】 ■■さんというのは、高知でやっていて、もう亡くなられた方ですよね。

【■■■■■】 ■■■■さんはお亡くなりになって、■■■■■自体は今息子さんが経営を引き継がれております。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

じゃ、私からちょっとお聞きしたいんですけども、これ、作ったものはどのような販売経路で消費者のほうに行くんですか。

【■■■■】 まだこれは構想段階ではありますが、研修先の■■■■でみんなで共同出荷をしようという動きがありますので、将来的にはその流れに乗りたいと思っていますが、直近ですと、グリーンセンターさんに置かせていただくとか、あと、ヨークマートさんですとか、スーパーさんに■■■■のときも置かせていただいたりしているので、そういったつてでまずは地産地消の直販をメインに考えております。あとは知り合いで個別の野菜セットとかを欲しが声もありますので、まずはその近いところから徐々に販路を広げていければと考えております。

【20番委員】 1人。

【■■■■】 今、1人で考えております。

【3番委員】 農地の場所は、本郷は詳しくないんですけど、本郷の場所を教えてくださいたいんですけども、この場所はどこいらですかね。下星谷、下星谷、上星谷とあるけど、分からないんですけど。

【12番委員】 農地のされる場所は、私の家の近くなんですけれども、恩馬ヶ原のバス停から新宿のほうへずっと施設組合のほうへ向かって行った途中で、金剛寺というお寺があるんですね。その近くなんです。そこで2枚。それとあと1件は、杉久保から本郷に来て、右側にミニストップというコンビニがあるんです。その恩馬ヶ原バス停というところがある、そのバス停のすぐ近くなんです。3か所に分かれています。道路に接面していて、作業はしやすい圃場だと思っています。

【3番委員】 今、12番委員がいられるんですけど、地域の方との連携というか、生産組合があるので、その方々との人間のコミュニケーション、これを大事にしていきたいなと思うんですけども、私が言うことではないんですけど。地元としては。

【議長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑も出尽くしたようでございますので、ここで■■さんには退席をしていただき、ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

■■の部長が12月頃に申請しておりましたが、今回は申し送りの関係で、引継ぎの調整ができていなかったことにより、申請が遅くなってしまったということであり、農用区域内、農業振興地域内の新規の計画となります。この案件につきましては、6月10日に事務局で現地確認を行いました。現地は農地として適正に管理しておりました。また、借り手は新規就農ではありませんが、農家で、農家との農用地利用集積計画の法的要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号31について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号31について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号35について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号35、借り手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■と■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年7月1日から令和6年12月31日までの3年間です。農業振興地域内の新規の計画となります。この案件につきましても、6月10日に事務局で現地を確認しましたが、現地は農地として適正に管理しておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法的要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号35について、質疑のある方。

会での確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前にご確認いただいた上で問題ないものと判断し、専決処分で受理したことを報告いたします。また、別紙にあります資料3-1が現地の案内図、3-2に公図を配付しております。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請の確認で自宅のほうへ来まして、そのときに一定の内容は聞いたんですが、継続使用、3月31日で終わって、次の工事に入ったわけなのですが、申請が1か月ほど遅れたことについての説明がよく分からなかったもので、先ほどお配りした添付資料のような形で、管理される市のほうと水道局のほうと■■■さんに再発防止の検討をお願いしたいということで、添付した資料のような形で報告を受けました。先日、現地を確認してきたのですが、そのときに立て看板があって、工事内容が書いてあったのですが、■■■さんの管理者の住所も電話もなかったもので、それも再度説明に来たときに指摘して、これでいいですということでオーケーしておきました。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書12ページ、(2)令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを案件といたします。

事務局から内容について説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業委員会に関する法律第37条では、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、適切な方法により公表しなければならないと定められております。これに基づき、令和3年度の活動の点検・評価(案)を作成しましたので、報告いたします。

本来であれば、ここで同時に本年度令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を作成、報告するところなのですが、今年から農林水産省の様式に変更があり、最適化活動の目標の設定という形での報告となりました。最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表し、都道府県知事に報告することは変わりないのですが、目標を設定した場合は事前にその内容を都道府県機構、すなわち県の農業会議へ報告し、修正の必要がないかの確認をした上で公表することになりました。現在、農業会議にて確認中のため、最適化活動の目標の設定は次回の定例会にて報告させていただきます。

では、資料をご覧ください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっております。

初めに、大きな1、農業委員会の状況というところは、国が行っている統計調査の情報等に基づく数字が記載されております。令和3年4月1日現在の数字ですので、昨年3月に活動計画を作成したときと同じ数字が入っております。

1枚おめくりください。大きな2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。国の考え方においては、これからの農業は規模を拡大して効率的で採算の取れるような経営を行う少数の農業者が担うべきで、その効率的な経営を行う農業者へ農地を集積していく必要があると考えられております。また、そのような農業者は基本的には認定農業者の認定を受けているものであると考えられているようです。平成25年度の時点で全国的な担い手への集積面積は50%と言われておりまして、これを平成35年には80%に引き上げたいという計画が平成25年に決定されております。海老名市では、ここで言う担い手の定義に当てはまるのは認定農業者のみとなっております。この集積面積は認定農業者、現在、53経営体おりますが、その認定農業者の市内の耕作面積のことで、令和4年3月時点では合計99.9ヘクタールでございました。この面積が101ヘクタールになるように目標を立てておりまして、令和4年3月現在では実績としては99.3ヘクタールでしたので、目標達成状況は98%です。評価としまして

は、今後も農地の貸し借りについて情報把握に努め、利用権設定事業に引き続き取り組むという案を作成しております。こちらの101という数字ですが、なぜ101にしたかと申しますと、その前年の数字が99.9%という、100に近い数字でありましたので、前年目標設定をするときに101というふうに定めたものでございます。

右側のページ、大きな3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進を御覧ください。全国的には新規就農者や農業以外の法人の参入も積極的に促進していて、何とか農地を維持しようという考えがございます。海老名市では、令和2年度、新しく10アール以上の規模で農業に参加した方は2名でした。評価案としまして、一番下に記載がございますが、さらなる情報収集に努め、必要なタイミングで情報提供ができるよう備えるとしています。

1枚おめくりください。大きな4、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。令和2年度に農業委員会が行った農地パトロールで荒廃農地であると確認した農地は1.3ヘクタールありました。以前の総会でご報告させていただいていますが、令和3年度の調査結果では、これが0.98ヘクタールでしたので、結果的に0.32ヘクタールの域になったということが記載してあります。もともと市内の荒廃農地率は全国的に見ても非常に少ない割合で0.19%となっておりますので、今後もその維持が課題と考えられます。中段には、皆さんが行った農地パトロールの概要の記録が記入してあります。一番下の行に記載がありますが、評価の案としましては、管内の遊休農地は多くはないですが、例年、同じ所有者が対象になるなど、今後も引き続き、遊休農地解消に向けて、遊休農地所有者等へ指導や集積案内をする、地区担当委員が担当地区を責任を持って調査し、積極的に集積の橋渡しをするなどの地道な対応が実を結んだという評価をしております。

続いて、右側のページ、大きな5、違反転用への適切な対応を御覧ください。こちらについては、現在正式に把握している市内の違反転用地というものはございませんので、0という数字が入っております。

1枚おめくりください。このページから農業委員会事務の点検でござい

ます。1、農地法第3条に基づく許可の事務の表には、農地法第3条許可申請案件が令和3年4月から令和4年3月までの間に18件ありまして、法令に基づいて1件ずつ審議を行った旨が記載されております。同じページの下の表には、市街化調整区域内の農地転用の許可申請が4月から3月までで12件審議をいただいております、1件ずつ法令に基づいて審査をしております。その旨が同じく記載されております。

次のページを御覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応という表では、農地所有適格法人、これは改正前は農業生産法人と呼んでいた法人ですが、毎年行わなければならない農業委員会への報告を海老名市では確実に出示していただいているということ、下の4、情報の提供等という表では、法令に基づき、賃借料などの農地情報を調査し、公表しているということが書いております。

1枚おめくりください。こちらのページには、法令に基づき議事録を公表しているということや、農業者の代表者として市や県へ意見を提出しているということが記載されております。

以上が令和3年の海老名市農業委員会の活動についての点検・評価でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本件については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第5条の受付番号23から24の2件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合に

は、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第5条第1項第7号です。届出期間につきましては、令和4年5月1日から令和4年5月31日までの間に届出がされたものです。受付番号23と24の2件で、田んぼ、なし、畑、510平米、合計、510平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 今現在、結構田んぼをやめてしまう人が多いんですよ。小規模でやっている方は、機械が故障したとか、やる方が高齢になって、もう田んぼができないからやめてしまうと。やめる代わりに委託していく、ほかの大きな農家の方に委託していくという方がすごく増えてきていて、今里の場合も9割方、委託になってきているんですよ。その委託に関する事なんですけれども、農地利用集積の契約とかそういったものを本来は農業委員が進めるべきことなんでしょうか、それとも、それはあくまでも耕作者と委託される方との2者の契約上の問題なのか、それとも、これは農業委員が入って、農地集積という形にしていかなきゃいけないのか、それを教えていただきたいんですが。

【事務局長】 法的な手続にのっとって進めるべきなのであれば、それは農業委員とか推進委員がやるべき仕事ではないかという、そういうご確認だと思いますけれども、結論から言うと、それはそのとおりです。ですけれども、当事者の意思、合意がない、要するに正規の手続にのっとって進めているところまで当事者の合意が得られていなかったりするような場合であれば、私がこんなことを言うてはいけないんですけれども、田んぼが荒れると

か、畑が荒れてしまうということのほうが全体の営農環境としては怖いわけですので、結構市内の中で潜在的に当事者の合意のみで、例えば利用集積とか、3条による権利の設定とか、ないまま進めているところはあるというふうには承知しております。それで実害が生じているかどうかというところですね、周辺の農業へ影響が出てしまっているとか、そういったことであれば、また正規の手續としてやってもらいたい、正規の手續には、こうしなくてはいけない、全部効率利用要件とかいろいろ条件がありますよね、それに従ってやっていってくださいというのを促していく必要があるかと思えますけれども。

では、農業委員、推進委員の立場としてはどうかという話なんですが、基本的に先般お渡しした拡大とか種々のリストとか、そういう要請があれば働きかけを行っていただければと思うんですが、この土地について積極的に荒れているからまとめていこうとかという話は、どうか力の及ぶ範囲内でとどめていただければというふうに思います。それで、自分の手には負えないけれどもという話がもしありましたら、事務局とか、あと、事務局の隣にある支援センターのほうに通報していただければ、例えば先ほど来られた方のように、市内で畑をやりたいという人に取りあえず預けてみるとか、そういう選択肢も出てきますので、その辺でご検討いただければなというふうに考えております。答えになっていますでしょうかね。一応それはそれとして、そういう状況でご理解いただければと思います。

【19番委員】 田んぼの管理を生産組合のほうでやっているんですけども、全域の管理がもうできなくなっている。というのは、田んぼを作っている人がほとんどいなくなっているんですね。地域で。委託者のほうのみで田んぼをやっているものですから、用水路の管理とか、そういったものがばらばらになってきている。ある決まりが何にもない状態なので、放置されているような状態なんです。今後、委託者が田んぼを管理して、周りの草とか、用水路を管理してくれればいいんですが、ほとんどの方は、ただ作るだけで終わらせているというのが現状なので、管理上の問題がこれからどうしようかというのを今里のほうでも考えていかなきゃいけないなと思っているんです。ほかの地域でもそういったことがもう起こってきて

いるのではないのかなと感じています。

【議長】 うちのほうではぼちぼち起きております。

【事務局長】 今お話になっていただいた地元の生産組合の加入とか、水利権のインフラの問題とかは農政課のほうで相談に応じていますので、利用していただければなど。今もぼちぼちと、隣なので、よく聞こえてきちゃうんですけども、入っているようなので、全くない話ではございませんので、私どもを通じてでも結構ですので、相談していただければと思います。

【議長】 ほかに何かございますでしょうか。

【20番委員】 別件ですけれども、新規就農者の方の説明を、この前もそこでやったんですが、顔がよく見えなくて。あそこじゃ駄目なんですか。顔を見て話ができる。横でこうやっていると、話もよく分からない。

【事務局長】 ここでやる理由は特にないので、次回から座っていただく場所を工夫するということは考えてみたいと思います。

【議長】 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、休憩なしで、その他の案件に移らせていただきたいと思います。それがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 では、そのようにさせていただきます。

— 了 —